

# 秋田県立脳血管研究センター研究評価システム

平成 16 年 4 月 28 日制定  
平成 17 年 2 月 24 日一部改正  
平成 17 年 8 月 26 日一部改正

## 1 研究評価の目的

- (1) 秋田県立脳血管研究センター（以下、「脳研センター」という。）が行う研究課題に対する評価を厳密に行うとともに、その結果に基づき優先的に取り組む研究課題を明らかにすることにより、研究予算の効率的な配分を図る。
- (2) 研究課題の選択、内容、成果等について適切な評価を行うことにより、研究者の意欲を高めるとともに、競争的で開かれた研究環境を実現する。
- (3) 評価結果を積極的に公開し県民に対する透明性を確保することにより、脳研センターが行う研究に対する県民の理解を得る。

## 2 研究評価の対象

脳研センターが行う脳研センタープロジェクト研究（以下「プロジェクト研究」という。）で、研究費の総額が 50 万円以上のものを対象とするものとする。

## 3 研究評価の方法及び実施主体

- (1) 原則として事前評価と事後評価を実施するものとし、それぞれについて、1 次評価、2 次評価及び外部評価を実施するものとする。
- (2) 研究期間が 2 年以上のプロジェクト研究については毎年中間評価を実施するものとする。
- (3) 1 次評価  
脳研センターの研究員全員を対象とした討論会を開催しプロジェクト研究の主研究者と研究員とが意見交換を行うとともに、その結果を踏まえ、討論会に出席した研究員全員が別紙様式 1「プロジェクト研究 1 次評価表」に基づき評価し、それを集計したものを 1 次評価とするものとする。
- (4) 2 次評価  
1 次評価結果及び研究部門運営会議の意見を踏まえ、研究局長が実施するものとする。なお、研究部門運営会議には、必要に応じてプロジェクト研究の主研究者を出席させることができるものとする。
- (5) 外部評価  
評価結果の信頼性を高めるため「脳研センタープロジェクト研究外部評価会」（以下、「外部評価会」という。）を設置し、研究内容等について外部の視点で点検するものとする。  
なお、外部評価会の委員や具体的な審議事項等に関する「脳研センタープロジェクト研究外部評価規程」は、別途定めるものとする。

## 4 研究評価の観点

- (1) 事前評価  
事前評価は、当該研究課題を実施するか否かを検討する上で有用な情報を提供することを目的に実施することとし、個々の研究毎に次に定める観点から別表 1 に定める基準により行うものとする。  
    必要性の観点  
    ア 脳研センターの研究の柱に照らした妥当性  
    イ 独創性、先導性など科学的意義に照らした妥当性  
    有効性の観点  
    ア 研究課題の達成可能性に照らした妥当性  
    イ 予想される成果の妥当性  
    効率性の観点  
    ア 研究計画の妥当性  
    イ 研究体制の妥当性
- (2) 中間評価  
中間評価は、研究の推進途上において研究の予想到達日程に従って予定どおりか否かを評価し、

当該研究を継続するか否かを検討する上で有用な情報を提供することを目的に実施することとし、対象となる研究毎に次に定める観点から別表2に定める基準により行うものとする。

必要性の観点

- ア 脳研センターの研究の柱に照らした妥当性
- イ 独創性、先導性など科学的意義に照らした妥当性

有効性の観点

- ア 研究課題の目的達成可能性
- イ 研究課題を取り巻く状況の変化に照らした妥当性
- ウ 研究の進捗状況に照らした妥当性

効率性の観点

- ア 研究費の妥当性
- イ 研究体制の妥当性

### (3) 事後評価

事後評価は、終了した研究課題について、当初の目的が達成されたかや、研究成果が診断や治療の方法、県民福祉の増進、医学の向上にどのように寄与したかなどを評価し、今後の研究課題の設定や研究体制の検討に資することを目的に実施することとし、個々の研究毎に次に定める観点から別表3に定める基準により行うものとする。

有効性の観点

- ア 研究課題の目的達成度
- イ 研究成果の貢献度

## 5 評価調書

### (1) 評価調書の様式

- 事前評価に用いる評価調書は、別紙様式2「研究課題事前評価調書」とする。
- 中間評価に用いる評価調書は、別紙様式3「研究課題中間評価調書」とする。
- 事後評価に用いる評価調書は、別紙様式4「研究課題事後評価調書」とする。

### (2) 評価調書の提出先と提出の時期

研究局長が事前評価、中間評価、事後評価それぞれについて別に定める提出期限までに、主研究者が研究局長にそれぞれの評価調書を提出するものとする。

### (3) 評価結果の報告

研究局長は、2次評価を行ったときは、速やかに、結果を記載した評価結果を主研究者に、それぞれが所属する研究部の研究部長を通じて報告するものとする。  
なお、外部評価を行ったときもこれに準ずるものとする。

## 6 研究評価結果の活用

- (1) 評価結果は、研究計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等の判断資料として活用するものとする。
- (2) 評価結果は、予算要求の説明資料として活用するものとする。
- (3) 評価結果及び評価結果の反映状況については研究局長の判断を踏まえた上で公表し、県民への説明責任を果たすものとする。

## 7 評価結果の公表

- (1) 公表は研究局長が行うこととし、事前評価、中間評価、事後評価それぞれについて、評価の対象や件数、実施時期、1次および2次評価結果の概要、外部評価会の報告書を取りまとめた要旨を作成し、脳研センターのホームページおよび年報に掲載することにより行うものとする。
- (2) 公表した事項に関して県民から寄せられた意見・要望等については、研究部門運営会議にその概要を報告し、評価制度の改善につながるようその活用に努めるものとする。

## 8 その他

本システムについては、研究員からの提案に基づき、研究部門運営会議における協議を経て、脳研センター運営会議において見直すことができるものとする。